

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第29号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条住宅室の款すまいまちづくり課の項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 土地区画整理事業の事業計画の決定に関すること。

第14条都市整備部の款市街地整備課の項第5号中「決定」の右に「(事業計画の変更の決定を除く。)」を加え、「南部区画整理事務所」を「都市計画局」に改める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)